

大和町まちづくりNews 第13号

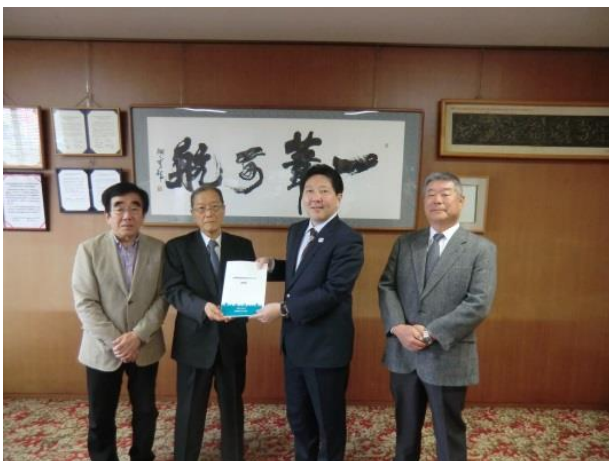
★1 防災まちづくり提案書が提出されました！（表面）

★2 不燃化特区の補助対象者を拡大しました！（裏面）

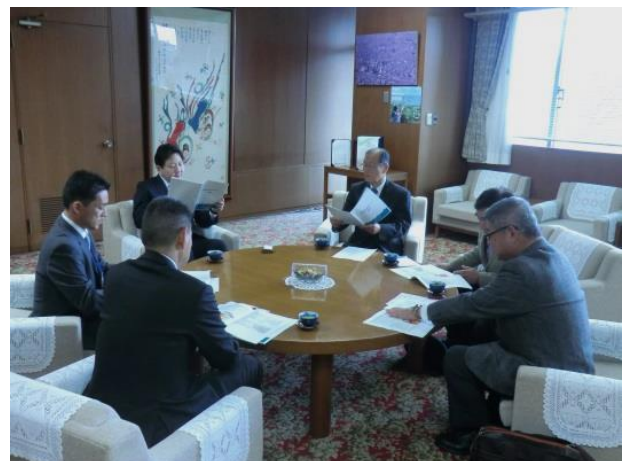
★1 防災まちづくり提案書が提出されました！

平成31年3月に大和町まちづくりの会から、防災まちづくりの具体的な要望をとりまとめた「大和町地区防災まちづくり提案書」が中野区長に提出されました。

今後、区はこの提案書を踏まえ、地区計画の早期導入など、防災まちづくりを推進していきます。



提案書提出の様子



座談の様子

大和町防災地区まちづくり提案書の主な内容

①まちづくりルール

- ・ 建替え時のルールづくり

②避難道路等の整備

- ・ 避難道路の整備
- ・ 無電柱化の推進
- ・ 大和町中央通りのデザイン
- ・ 残地の活用
- ・ 避難道路沿道権利者の生活再建
- ・ 狭あい道路の整備

③まちな燃化

- ・ 不燃化特区制度等の推進
- ・ 接道不良敷地、行き止まり道路の解消
- ・ 空き家への対策

④地域の拠点

- ・ 大和区民活動センターのあり方
- ・ 第四中学校の跡地活用

⑤公園整備

- ・ ポケットパーク等の整備

★2 不燃化特区の補助対象者を拡大しました！

平成31年4月1日から、より一層防災まちづくりを推進していくため、老朽建築物の建替えの補助対象者を、これまでの個人の方に加え、中小企業者（宅地建物取引事業者を除く）も含めることとしました。

老朽建築物の建替え費補助

補助の対象となる方

- ・老朽建築物の建替えを行う個人の方



補助の対象となる方

- ・老朽建築物の建替えを行う個人の方
- ・法人（中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者※）
※宅地建物取引事業者を除く

不燃化特区制度とは

○次の費用の一部を補助します（要件あり）

- ・老朽建築物の建替え費用
- ・老朽建築物の除却費用
- ・老朽建築物除却後の土地管理費用

○固定資産税・都市計画税の減免制度があります（要件あり）

- ・木造家屋などから耐火建築物や準耐火建築物へ建替えた住宅
⇒5年間、建築した住宅に係る固定資産税・都市計画税を減免
- ・老朽建築物を除却し適正に管理している土地
⇒最長5年間、小規模住宅用地並に固定資産税・都市計画税を軽減

○補助金はどれくらい？

築15年で延べ床面積100㎡の一戸建て木造住宅を建替える場合

- ◆240万円(除却費)
- ◆40万円(仮住居費)
- ◆141万6千円(建築設計費等)

最大で421万6千円



事業期間

2021年3月末まで

※老朽建築物とは、例えば木造の場合、建築後15年を超過したものなどです。

※除却工事着工前の申請が必要です。

問い合わせ先

中野区 まちづくり推進部 まちづくり事業課 大和町まちづくり係
電話：03-3228-8727（直通）／FAX：03-3228-8943

表面もご覧ください